

Q. 議員が結婚式に招かれた場合、出席はできないが祝儀を出すことはできるか。

A. 招待する側が選挙区内にある者であれば、禁止された寄附に当たる。

Q. 市内に居住する者が、市外で結婚式、葬式などを執り行う場合、当該市議の代理人が祝儀、香典を持参することや祝電、弔電を打つことはできるか。

A. 代理人による祝儀、香典の持参は禁止された寄附に当たるが、祝電、弔電は差し支えない。

Q. 議員本人が出席する選挙区内にある者の弔事や法事に花輪、生花を出せるか。

A. 禁止された寄附に当たる。

Q. 喪主は議員の選挙区外の者であるが、葬式は議員の選挙区内で行われる場合、花輪を出すことができるか。

A. 選挙区内にある者とは、居住者のみならず選挙区内に滞在する者も含まれるため禁止された寄附に当たる。

Q. 社会通念上、法事、法要は通例であるが、議員はこれらにおいて、一切の金銭、供物等の供与はできないか。

A. 選挙区内にある者（親族を除く）に対して行う場合は、議員が施主の場合の僧侶へのお布施などを除き、禁止された寄附に当たる。

Q. 市議が事務所に訪れた客に缶コーヒーを出すことはどうか。

A. 通常用いられる湯茶の類として提供する場合は、寄附には当たらない。ただし、一人に数本ずつ渡し持ち帰らせるなど、通常用いられる湯茶としての提供の範囲を超える場合は禁止された寄附に当たる。

Q. 候補者等がバザーに物品を出すことは寄附に当たるか。

A. 一般的な売買であれば問題ないが、主催者に無償で提供する場合は寄附に当たる。

Q. 市議が、檀家として所属する寺に寄進することは可能か。

A. 選挙区内にある寺であれば、禁止された寄附に当たる。ただし、墓の維持管理など債務の履行として行うものであれば寄附に当たらない。

Q. 議員は、その選挙区内において氏子または檀家となっている社寺の修復に際し、社寺の呼びかけに応じて寄進することはできるか。

A. 禁止された寄附に当たる。

Q. 議員が賽銭を出すことは寄附に当たるか。

A. 公職選挙法上の寄附は、一般の概念より広くとらえられており、会費など債務の履行として行われるもの以外は寄附と解されており、たとえ賽銭といえども寄附に当たる。寺院等が選挙区内にあるとき禁止された寄附に当たる。

Q. 現職の市議Aは、市内の支援者Bが金融機関から融資を受ける際の連帯保証人になることができるか。

A. 禁止された寄附に当たると解されており、連帯保証人にはなれない。

Q. 市議が当該市に自己の財産を寄附することができるか。

A. 選挙区内にある者に当該市も含まれるため禁止された寄附に当たる。

Q. 市議Aが会社を経営している場合、選挙区内の者に会社名で寄附することができるか。

A. 会社による寄附の場合は、当該市議の氏名の有無や選挙に関するものかどうかで違反となる場合もある。

Q. ○○株式会社社長甲山乙雄と記載されたカレンダーをA市内の人たちに配布できるか。(甲山乙雄はA市議会議員)

A. 禁止された寄附に当たる。○○株式会社だけの表示であれば差し支えない。

Q. 選挙期間中に後援団体が事務所を訪れた選挙区内にある者に対して、お茶、菓子を出すことはどうか。

A. 通常用いられる程度のものであれば、禁止された寄附には当たらない。

Q. ○○地区青少年団体の会長（議員が兼職）として、議員の選挙区内のスポーツ大会に差し入れをするのはどうか。

A. 会長個人として行う場合は、禁止された寄附に当たるが、団体として行うものであれば、会長の氏名を表示（氏名類推含む）して行わない限り差し支えない。

参考文献

選管職員のための実践講座Q&A

“公選法”ここがポイント！（第2巻）

都道府県選挙管理委員会連合会 関東甲信越静支会 編集・発行